

代用有価証券等の掛目の変更に伴う
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乘すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、「業務方法書の取扱い」、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」、「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い」、「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」及び「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○ 時価に乘すべき率の見直し

- 証券取引等清算業務において代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乘じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。
- CDS清算業務、金利スワップ取引清算業務及び国債店頭取引清算業務において代用有価証券の代用価格算出のために時価に乘じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

(備 考)

- ・業務方法書の取扱い 別表第1
 - ・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表4
 - ・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 別表第1
 - ・商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表3
- ・CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い 別表1
 - ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 別表1
 - ・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 第24条第5項

III. 施行日

上記II. 1. 記載の改正規則については令和8年3月23日、上記II. 2. 記載の改正規則については令和8年3月2日から施行する。

以 上

「業務方法書の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の取扱い
2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
3. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
4. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
5. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い
6. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い
7. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの			日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの		
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)			国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)		
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

政府保証債券 金融商品取引法施行令 第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	政府保証債券 金融商品取引法施行令 第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英pond建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77		グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英pond建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の87 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86		ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85
(略)							(略)

(略)			
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
(略)			

(注) 1. ~ 4. (略)

2 ~ 7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年3月23日から施行する。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧								
<p>別表4</p> <p>代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表</p> <p>第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券等の種類</th><th>時価に乘すべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</td><td> <p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の97</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の87</p> </td></tr> </tbody> </table>	有価証券等の種類	時価に乘すべき率	国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の97</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の87</p>	<p>別表4</p> <p>代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表</p> <p>第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有価証券等の種類</th><th>時価に乘すべき率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</td><td> <p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の97</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の87</p> </td></tr> </tbody> </table>	有価証券等の種類	時価に乘すべき率	国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の97</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の87</p>
有価証券等の種類	時価に乘すべき率								
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の97</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の87</p>								
有価証券等の種類	時価に乘すべき率								
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の97</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の87</p>								

政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	アメリカ合衆国財務省証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の87 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85	(略)

(略)	
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の92</u> (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の90</u> (5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の90</u> (6) 残存期間30年超のもの 100分の90

付 則

この改正規定は、令和8年3月23日から施行する。

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表第1 充用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていらないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	ニ ュ 一 ヨーク 市 アメリカ合衆 国財務省証券	ニ ュ 一 ヨーク 市 アメリカ合衆 国財務省証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
外国国債証券	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77	グレートブリ テンおよび北 アイルランド 連合王国政府 が発行する英 ポンド建債券	グレートブリ テンおよび北 アイルランド 連合王国政府 が発行する英 ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の87 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランス フルト市 場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86	ドイツ連邦共 和国政府の發 行するユーロ 建債券	フランス フルト市 場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85
	(略)					(略)

(略)			
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年3月23日から施行する。

(略)			
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90
(略)			

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新		旧		
別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表		別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表		
1 (略)		1 (略)		
2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		
有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券等の種類	
国債証券(物価連動国債にあつては債券店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～7. (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年3月23日から施行する。

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)			

(注) 1.～7. (略)

3 (略)

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧						
別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表			別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表						
代用有価証券の代用価格等に関する表			代用有価証券の代用価格等に関する表						
代用有価証券の種類	時価(注1)	時価に乘すべき率(注2)	代用有価証券の種類	時価(注1)	時価に乘すべき率(注2)				
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 殮存期間1年以内のもの 100分の99 b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 殯存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 殯存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 殯存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 殯存期間30年超のもの 100分の87	国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値
アメリカ合衆国財務省証券	売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注3)における最終価格(注4)	(1) 殮存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 殯存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 殯存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 殯存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 殯存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 殯存期間30年超のもの 100分の88	売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注3)における最終価格(注4)	(1) 殯存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 殯存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 殯存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 殯存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 殯存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 殯存期間30年超のもの 100分の88	アメリカ合衆国財務省証券	ニьюーヨーク市場における前日の最終の気配相場における価格を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額	ニьюーヨーク市場における前日の最終の気配相場における価格を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額
(注) 1.~4. (略)			(注) 1.~4. (略)						

付 則

この改正規定は、令和8年3月2日から施行する。

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表			別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表		
代用有価証券の代用価格等に関する表			代用有価証券の代用価格等に関する表		
代用有価証券の種類	時価（注1）	時価に乘すべき率（注2）	代用有価証券の種類	時価（注1）	時価に乘すべき率（注2）
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87		
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注3）における最終価格（注4）	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場における価格を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場における価格を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額
アメリカ合衆国財務省証券					
(注) 1.～4. (略)			(注) 1.～4. (略)		

付 則

この改正規定は、令和8年3月2日から施行する。

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(代用国債証券の取扱い)	(代用国債証券の取扱い)
第24条 (略)	第24条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。	5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 利付国債及び割引国債（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）	(1) 利付国債及び割引国債（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）
a~c (略)	a~c (略)
d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u>	d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u>
e・f (略)	e・f (略)
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)
6・7 (略)	6・7 (略)
付 則	
この改正規定は、令和8年3月2日から施行する。	